

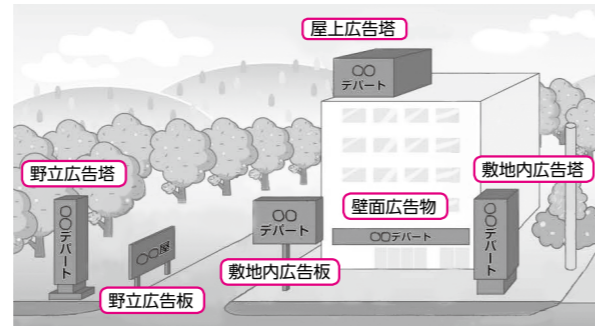


## 必ず守りましょう 屋外広告物(看板)の設置ルール

▶ 問い合わせ  
環都市計画課  
☎0287(62)7159

### 景観保全や交通安全確保のためルールを守りましょう

市内にはたくさんの屋外広告物(看板)があります。しかし、この広告物が無秩序・無制限に設置されると、景観の阻害や安全面で問題となります。屋外広告物を設置する際は、市の定めたルール(市屋外広告物条例)を守ってください。



### 色彩規制がある地域について

- ・特に景観を守りたい地域や道路沿線には、看板をこげ茶色とする色彩規制を設けています。
- ・色彩規制の対象となる広告物は、平成30年9月30日までに、市の基準に合うように改修・撤去・移設をお願いします。
- ・一定の条件を満たす場合には、補助金が交付されます。

## 主な2つのルール

### 地域で異なる基準

市街地、農村部、山間部など、地域ごとに設置できる屋外広告物の基準(板面の大きさ・高さなど)が違います。また、原則として、掲出が禁止されている地域もあります。

### 設置には許可が必要

屋外広告物を設置するには、市長の許可を受ける必要があります。設置場所や大きさなどにより、許可が不要になる場合もあります。



## 立地適正化計画に関する 届け出制度が始まりました

▶ 問い合わせ  
環都市計画課  
☎0287(62)7159

今後の人口減少と高齢化社会に対応するため、各種施設や居住地を拠点に誘導する「立地適正化計画」を策定しました。今後は4つの拠点区域以外に3戸以上の住宅を建てる場合などは、市への届け出が必要になります。

### 届け出の対象になる行為

#### ① 開発行為<sup>※1</sup>

- ・3戸以上の住宅を建築するための開発行為

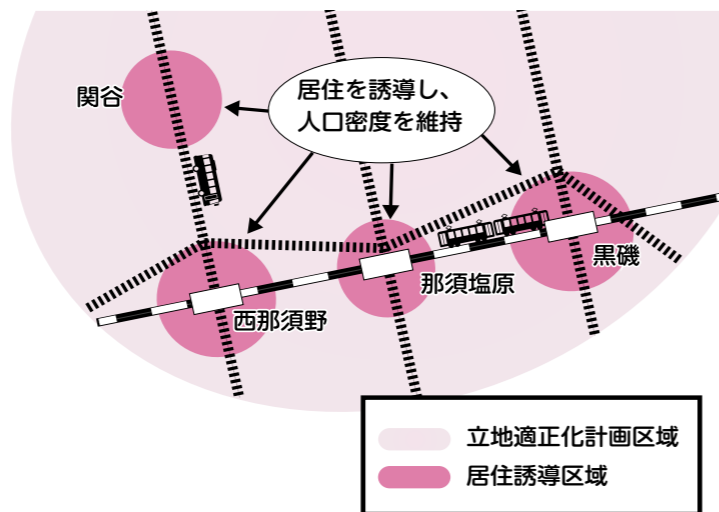


- ・1戸または2戸の住宅を建築するための開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの



#### ② 建築行為<sup>※2</sup>

- ・3戸以上の住宅を新築する場合
- ・建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合



▶ 届け出の期日  
工事にとりかかる30日前まで

※対象となる区域や施設の詳細は市ホームページで確認してください。届け出に必要な様式もダウンロードできます。

※1 建築物を建築するために土地を造成する行為。  
※2 建築物(住宅、店舗、事務所など)を建築する行為。



## ホールボディカウンタによる 放射線内部被ばく検査の費用を助成しています

▶ 問い合わせ  
健康増進課  
☎0287(63)1100

ホールボディカウンタは、体内に取り込まれた放射性物質の量を検査する機械です。市では、以下の2箇所でホールボディカウンタの検査を受けた場合に、費用を助成しています。

### 〈公益財団法人 震災復興支援放射能対策研究所で受ける場合〉

- ▶ 対象 市民
- ▶ 検査費用 3,000円  
(検査時に申請をすれば19歳以上…1,500円 18歳以下…無料) ※検査日時点の年齢。
- ▶ 検査可能日 平日、土曜の午前
- ▶ ところ 福島県石川郡平田村大字上達田字清水内4(ひらた中央病院内) ☎0247(57)5012
- ▶ 申し込み 健康増進課(黒磯保健センター) ☎0287(63)1100 ※希望日の2週間前までに申し込みが必要。

### 〈那須町保健センターで受ける場合〉

- ▶ 対象 3歳以上の市民
- ▶ 検査費用 1,000円(当日、検査機関に支払ってください)  
(後日、助成金額分を市が助成します 19歳以上…500円 18歳以下…全額) ※検査日時点の年齢。
- ▶ 申し込み 那須町保健センター(ゆめプラザ那須)  
那須町大字寺子乙2566-1 ☎0287(72)5858

### 検査費用のうち

18歳以下 **全額**  
19歳以上 **半額**

母乳・尿の検査費用も  
助成しています

詳しくは健康増進課まで  
問い合わせてください。



## 生ごみの量を減らすために 生ごみ処理機貸出や設置費補助を活用ください

▶ 問い合わせ  
環境対策課  
☎0287(62)7301

### 〈生ごみ処理機などの設置費を補助〉

生ごみの量を減らすことができる機械式生ごみ処理機やコンポスト。市では、これらの設置費を補助しているので活用してください。

- ▶ 補助額 購入価格の半額(100円未満切り捨て)
- ・コンポスト: 1世帯2台まで、1台あたり限度額6,000円
- ・機械式生ごみ処理機: 1世帯1台まで、限度額40,000円
- ▶ 対象 同機器での補助金の交付を過去5年以内に受けていない市民
- ▶ 申請方法 機器を購入前に、下の申し込み先に問い合わせてください

### まずはお試しで 生ごみ処理機を貸し出し

効果を体験してもらうため、生ごみの量を減らす機械式生ごみ処理機を貸し出しています。

- ▶ 貸出期間 6カ月以内で申請者が指定する期間
- ※貸し出しは原則、1世帯につき1台まで、1回限りです。
- ※予約状況により希望に沿えない場合があります。

- ▶ 対象 市民 ▶ 料金 無料
- ▶ 申請方法 電話か窓口で申し込み
- ※貸出日に申請書の受け付けと本人確認の上、貸し出します。

詳しくは、申し込み窓口にお問い合わせるか市ホームページを確認してください。



〈申し込み〉  
環境対策課 ☎0287(62)7301  
市民福祉課 ☎0287(37)5104  
総務福祉課 ☎0287(32)2988  
帯根出張所 ☎0287(35)2511